事　 務　 連 　絡

令和３年４月１６日

各都道府県建設業協会事務局長　殿

一般社団法人　全国建設業協会

専務理事　　山　崎　篤　男

まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、

催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について

平素は、当会の業務運営についてご高配賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてはご協力いただき誠にありがとうございます。

　まん延防止等重点措置を実施すべき区域に東京都、京都府及び沖縄県が追加され、東京都については４月１２日から５月１１日、京都府及び沖縄県については４月１２日から５月５日までを実施期間とすることとなり、これに伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更されました。

これを受けて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添１～３のとおり、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等、テレワーク等の推進、３都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について依頼があり、また、政府対策本部を受けて持ち回り開催された第２２回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添４のとおり、大臣指示がありました。

つきましては、貴会並びに貴会会員企業の皆様におかれましては、引き続き感染対策にご協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以　上

添付書類

（別添１）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡

「まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加等について」

（別添１別紙１）新型コロナウイルス感染症対策本部長

「新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示」

（別添１別紙２）新型コロナウイルス感染症対策本部決定

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

(令和３年４月９日変更)

（別添２）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「テレワーク等の推進について」

（別添３）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡

「３都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」

（補足として、令和２年１１月１２日付（別添３参考１）、令和３年２月２６日付（別添３参考２）の催物の開催制限、施設の使用制限等に係る内閣官房コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡を添付）

（別添４）

第２２回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示

以　上